

沖縄県循環器病対策推進計画 骨子（たたき台）

令和3年10月29日

沖縄県保健医療部医療政策課

[法律]

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（H30.12/14公布、R1.12/1施行）

└ [閣議決定]

循環器病対策推進基本計画（R2.10/27）

└ [厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知]

都道府県循環器病対策推進計画策定指針（R2.10/29）

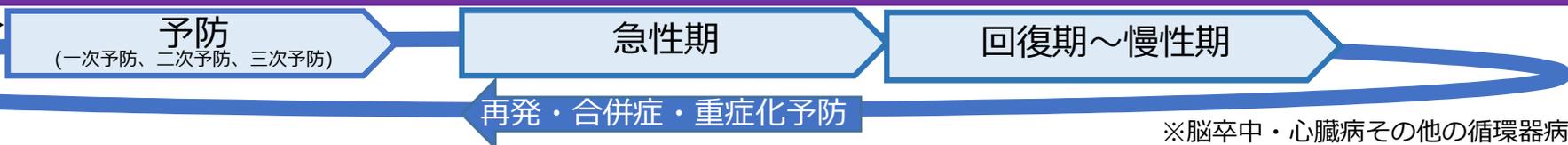
- 都道府県は、基本計画を基本とし、各都道府県における循環器病に関する状況等を踏まえ、都道府県計画を策定しなければならない。
- 県計画は、医療計画、都道府県健康増進計画、都道府県介護保険事業支援計画、消防法に基づく救急搬送に関する実施基準等と調和を図ること。
- 都道府県協議会等、循環器病対策について議論する体制を整備する。協議会等には、患者またはその家族等、救急業務従事者、学識経験者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、その他県が必要と認める者が参加すること。
- 計画策定にあたり、データ等の活用により現状分析を行い循環器病対策の課題を抽出し、課題解決のため実効性のある施策を盛り込むこと。その際には、ロジックモデルなどのツールの活用も検討すること。
- 計画の実効性を高めるため、施策の成果と進捗状況に関する評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

- 国の循環器病対策基本計画を基本としつつ、沖縄県における循環器病に関する状況等を踏まえ、県計画を策定
- 医療提供体制の確保等に関する項目は医療計画と整合を図る
- ロジックモデルを活用し、体系的に施策及び指標を設定の上、毎年度、進捗評価を実施
- 施策の実施状況及び指標の進捗状況の評価を踏まえて、より効果的な施策への見直し等を行い、計画に位置づけた施策を着実に推進する

国の循環器病対策推進基本計画 概要

全体目標 「1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」「2. 保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実」「3. 循環器病の研究推進」に取り組むことにより、2040年までに3年以上の**健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少**を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い**循環器病対策を総合的に推進**する。
(3年間：2020年度～2022年度)

<循環器病※の特徴と対策>



個別施策

【基盤】循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備 ▶ 循環器病の診療情報を収集・活用する公的な枠組み構築

1. 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

○ 循環器病の発症予防及び重症化予防、子どもの頃から国民への循環器病に関する知識(予防や発症早期の対応等)の普及啓発

2. 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進 ▶ 特定健康診査・特定保健指導等の普及や実施率向上に向けた取組を推進
- ② 救急搬送体制の整備 ▶ 救急現場から医療機関に、より迅速かつ適切に搬送可能な体制の構築
- ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築 ▶ 地域の実情に応じた医療提供体制構築
- ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援 ▶ 多職種連携し医療、介護、福祉を提供する地域包括ケアシステム構築の推進
- ⑤ リハビリテーション等の取組 ▶ 急性期～回復期、維持期・生活期等の状態や疾患に応じて提供する等の推進
- ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 ▶ 科学的根拠に基づく正しい情報提供、患者が相談できる総合的な取組
- ⑦ 循環器病の緩和ケア ▶ 多職種連携・地域連携の下、適切な緩和ケアを治療の初期段階から推進
- ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援 ▶ 手足の麻痺・失語症・てんかん・高次脳機能障害等の後遺症に対し支援体制整備
- ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援 ▶ 患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組を推進
- ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策 ▶ 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行える体制を整備

3. 循環器病の研究推進

- 循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発
- ▶ 基礎研究から診断法・治療法等の開発に資する実用化に向けた研究までを産学連携や医工連携を図りつつ推進
 - ▶ 根拠に基づく政策立案のための研究の推進

循環器病対策の総合的かつ計画的な推進

- 関係者等の有機的連携・協力の更なる強化、都道府県による計画の策定、基本計画の評価・見直し 等

健康寿命の延伸・年齢調整死亡率の減少

沖縄県循環器病対策推進計画の構成（案）

第1章 基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の基本方向及び全体目標
- 第3節 計画の位置づけ
- 第4節 計画期間

第2章 沖縄県の現状及び課題

- 第1節 県内の循環器病の現状
- 第2節 医療施設・医療従事者等の状況

第3章 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

第4章 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

- 第1節 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進

第2節 心疾患対策

- (1)救護
- (2)急性期医療
- (3)リハビリテーション
- (4)心不全対策
- (5)移行期医療支援

第3節 脳卒中対策

- (1)救護
- (2)急性期医療
- (3)リハビリテーション
- (4)脳卒中患者の相談、支援
- (5)後遺症を有する患者への支援

第4節 治療と仕事の両立支援

第5章 計画の推進体制と進捗評価

- 第1節 推進体制
- 第2節 関係者の役割
- 第3節 進捗評価の方法

県推進計画（案）

国基本計画

全体目標

循環器病の予防及び患者のQOL向上

- 1 発症数の減少
- 2 年齢調整死亡率の減少
- 3 再発予防及び在宅復帰率の向上

全体目標

健康寿命の延伸、年齢調整死亡率の減少を目指して、予防や医療、福祉サービスまで幅広い循環器病対策を総合的に推進する。

個別施策

- 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - (1) 予防
 - ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - (2) 心疾患対策
 - ② 救急搬送体制の整備
 - ③ 救急医療の確保等
 - ⑤ リハビリテーション等の取組
 - 心不全対策
 - ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ⑦ 循環器病の緩和ケア
 - 移行期医療支援
 - ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
 - (3) 脳卒中対策
 - ② 救急搬送体制の整備
 - ③ 救急医療の確保等
 - ⑤ リハビリテーション等の取組
 - 脳卒中患者の相談、支援
 - ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - (4)(9) 治療と仕事の両立支援

□ 計画期間：2021年〇月～2023年度

個別施策

- 1 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発
- 2 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
 - [共] ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進
 - ② 救急搬送体制の整備
 - ③ 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築
 - ④ 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援
 - ⑤ リハビリテーション等の取組
 - ⑥ 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援
 - [心] ⑦ 循環器病の緩和ケア
 - [脳] ⑧ 循環器病の後遺症を有する者に対する支援
 - [共] ⑨ 治療と仕事の両立支援・就労支援
 - [心] ⑩ 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

国等による取組

- 3 循環器病の研究推進
循環器病の病態解明や予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法に資する研究開発

□ 計画期間：2020年度～2022年度

計画文を作成したロジックモデルを計画落としし込み作成

第7次沖縄県医療計画
(脳卒中対策)抜粋

第2 目指す方向性

1 目指す姿

- (1) 脳血管疾患の発症数が減少している。
- (2) 脳血管疾患の年齢調整死亡率が低下している。
- (3) 脳血管疾患患者が在宅復帰できている。

2 取り組む施策

(1) 脳血管疾患の危険因子の改善

ア 特定健診未受診者への受診勧奨の実施

特定健診を受診し、高血圧、糖尿病、脂質異常症などと診断されたら、たとえ自覚症状がなくても放置せず、早めに医療機関を受診することが重要です。本県は、特に働き盛り世代の死亡率が高いことが課題となっています。40歳になったら特定健診を毎年受診し、自分の健康状態を確認し、危険因子があったら、食事や運動など生活習慣を見直し、治療に前向きに取り組むことで、脳卒中などの発症リスクを抑えることができます。

平成27年度の特定健診の受診率は、市町村国保が38.9%、協会けんぽが54.2%と低い状況となっています。引き続き保険者による受診勧奨を実施するとともに、県民は年一回の受診に努め、また、雇用主においては従業員及びその被扶養者の検診受診の勧奨を行うなど、特定健診の受診率向上のための取り組みを推進します。

表6 特定健診の受診率(平成27年度) (単位:人、%)

	特定健診対象者	受診者	受診率
市町村国保	258,160	100,450	38.9%
協会けんぽ	222,039	120,355	54.2%
共済	26,904	22,464	83.5%
健保組合	15,314	12,737	83.2%
合計	522,417	256,006	49.0%

※保険者データ



➤ ロジックモデルが計画の構成図

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

- 脳卒中、心臓病等の循環器病が死亡及び介護が必要となる主要な要因となっており、国民の生命と健康にとって重要な問題
- 沖縄県も「循環器病対策基本法（以下「基本法」という。）」に基づき都道府県計画を策定し、沖縄県の実情に応じた循環器病対策を総合的に推進していく

第2節 計画の基本方向及び全体目標

- 「循環器病の予防や普及啓発」、「保健、医療及び福祉に係るサービス提供体制の充実」を基本方向として、循環器病対策を推進する
- 全体目標：「循環器病の予防」及び「患者のQOL向上」

第3節 計画の位置づけ

- 基本法第11条第1項に規定する都道府県循環器病対策推進計画
- 医療計画、健康増進計画、障害者基本計画及び介護保険支援計画等と整合性を図りながら推進する。

第4節 計画期間

- 第1期：令和4年4月1日～令和6年3月31日の2年間

沖縄県循環器病対策推進計画骨子（たたき台）

第2章 沖縄県の現状及び課題

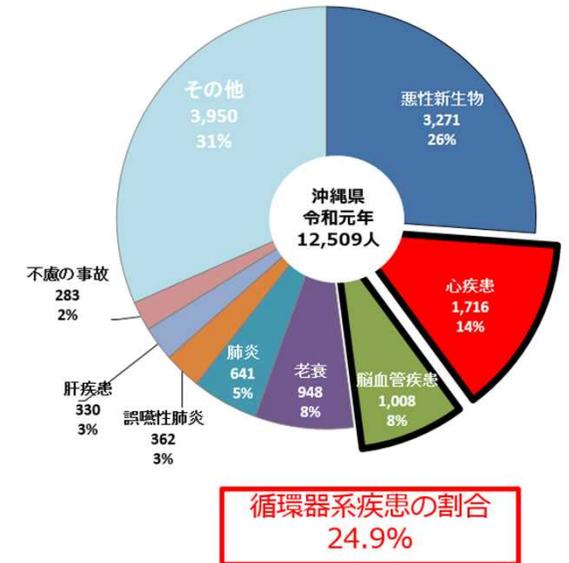
第1節 県内の循環器病の現状

- 危険因子の有所見者数、入院患者数、死亡者数など

第2節 医療施設・医療従事者等の状況

- 受入医療機関数、専門医数及び介護保険サービス事業 など

沖縄県の令和元年の死亡原因内訳（%）



第3章 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

- 循環器病は生活習慣を改善することで発症や進行を抑えられる疾病が多く、また、発症後においては早急に適切な治療を受けることで予後を改善できる可能性が高い。
- 県民に対し、循環器病の前兆及び症状、発症時の対処法並びに早期受診の重要性に関する知識の啓発を行う。

第4章 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

第1節 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進

- ▶ 特定健康診査の受診率及び特定保健指導等の実施率向上

第2節 心疾患対策

- (1) 救護・・・12誘導心電図の伝送
- (2) 急性期医療・・・PCI、大動脈緊急症の24時間365日の受入体制
- (3) リハビリテーション・・・急性期リハ及び外来リハの継続
- (4) 心不全対策・・・かかりつけ医に対する心不全研修及び緩和ケア
- (5) 移行期医療支援・・・小児期から成人期までの継続的な医療

第3節 脳卒中对策

- (1) 救護・・・脳卒中評価スケールの標準実施
- (2) 急性期医療・・・t-PA及び機械的血栓回収療法等の24時間365日の受入体制
- (3) リハビリテーション・・・急性期リハ及び維持期リハの継続
- (4) 脳卒中患者の相談支援・・・脳卒中相談窓口の設置
- (5) 後遺症を有する患者への支援・・・高次脳機能障害者への支援

第5章 計画の推進体制と進捗評価

第1節 推進体制

- 沖縄県循環器病対策推進協議会において、計画の推進及び進捗評価に関する意見を聴取するとともに、関係者と連携を図り施策を推進する。

第2節 各関係者の役割

- (1) 沖縄県：関係機関と連携を図り、循環器病対策を総合的に推進
- (2) 市町村、医療保険者：特定健診及び保健指導の実施率向上、生活習慣病予防、循環器病に関する知識の普及啓発等
- (3) 医療機関等：急性期医療から維持期、在宅医療までの切れ目のない医療提供、患者や家族の相談支援、介護関係者との連携等
- (4) 県民：適切な生活習慣づくりによる疾病予防、健診受診、有所見時の医療機関の受診による発症及び重症化予防

第3節 進捗評価の方法

- 毎年度、設定した指標の進捗状況を把握し、評価を実施する。
- 評価結果を踏まえ、必要に応じてより効果的な施策への見直しを行い、政策循環の強化を図る。